

総合科学技術会議 評価専門調査会(第77回) 資料

## 総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発 に対する事後評価の進め方について(たたき台)

平成20年11月17日

# 事後評価の位置づけ

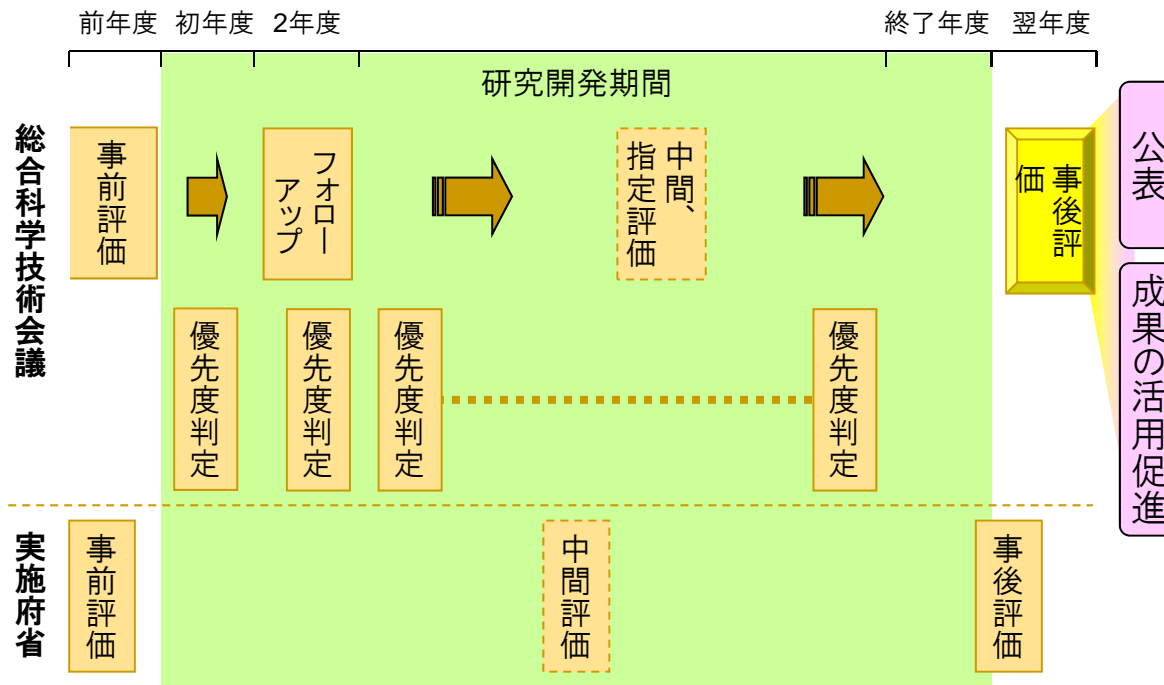
## 1. ねらい

総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価は、府省が実施した事後評価結果を踏まえ、事前評価やそのフォローアップの結果等に基づき、その目標の達成状況、科学技術的・社会経済的・国際的な意義に関する効果、実施したプロセスの妥当性などを評価し、その結果を公表して総合科学技術会議としての説明責任を果たすとともに、当該研究開発の成果の活用を促進。

## 2. 実施時期

総合科学技術会議が事前評価を実施した研究開発に対する事後評価は、対象とする研究開発の成果等の活用促進等を目的に実施するものであることから、終了の翌年度に実施。

なお、終了前に評価の必要性が認められる場合には、中間評価や指定評価の仕組みを活用して評価を実施。



## 3. 実施体制

調査検討は、外部の専門家・有識者等を招聘して評価検討会を設置して実施。その結果を踏まえて評価専門調査会が評価結果案をとりまとめ、それを本会議で審議・決定。

また、評価結果案については、実施した府省の見解等も聴取した上でとりまとめ。

# 事後評価の実施方法

## 4. 調査検討項目案

評価は、府省が実施した事後評価等の自己点検結果を活用して、次の事項について調査検討を実施。

- ① 総合科学技術会議が実施した事前評価やフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した成果及びそれ以外の成果
- ② 当該研究開発の成果を基にした施策等の実施状況
- ③ 総合科学技術会議が実施した事前評価やフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項に関しての効果
- ④ 総合科学技術会議が実施した事前評価やフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画(実施機関や資源配分など)の遂行状況
- ⑤ 総合科学技術会議が実施した事前評価やフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況

## 5. 評価の観点

4の調査検討結果をもとに、

- A) 当該研究開発における目標の達成状況(当初期待された成果以外に得られた成果も含む)
- B) 成果の活用や反映による科学技術的・社会経済的・国際的な効果の程度、又は今後の波及効果の見込み
- C) 実施した研究開発プロセスの妥当性

などを見極め、当該研究開発の成否を判定。得られた成果の活用や関連する研究開発の推進等について、今後実施すべき方向を提示。

## 《参考》 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

### 第三目 総合科学技術会議

(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術会議(以下この目において「会議」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
  - 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
  - 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
  - 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。
- 2 第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣で第四条第一項第四号から第六号までに掲げる事務を掌理するもの(以下「科学技術政策担当大臣」という。)は、その掌理する事務に係る前項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項について、会議に諮問することができる。
  - 3 前項の諮問に応じて会議が行う答申は、科学技術政策担当大臣に対し行うものとし、科学技術政策担当大臣が置かれていないときは、内閣総理大臣に対し行うものとする。
  - 4 会議は、科学技術政策担当大臣が掌理する事務に係る第一項第一号に規定する基本的な政策及び同項第二号に規定する重要事項に関し、科学技術政策担当大臣に意見を述べることができる。